

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 徳心会

社会福祉法人徳心会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳心会(以下「法人」という)定款第9条および第23条

の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、別表「役員等の報酬」により支給することができる。

- 2 役員等の退職金は、理事長に対してその任期に応じて、支給することができる。
- 3 法人の職員給与規程の適用を受ける役員等については、この規定は適用しない。

(退職金)

第3条 理事長の退職金については、任期満了か辞任、または死亡により退任した者に支給することができ、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

- 2 理事長の退職金は、退職時の報酬月額に在職年数を乗じた額に対し、別表「理事長退職金支給基準」に基づく支給基準を乗じた額を支給する。
ただし、退職金の算定に係る退職時の報酬月額は20万円を上限とし、在職年数については、就任日より20年を上限として、5年未満の在職者には支給しない。

(費用弁償)

第4条 理事会、評議員会、監事会に出席したときは、費用弁償として別表「役員等の費用弁償」のとおり支給する。ただし、法令に基づき支給する費用弁償から源泉所得税を控除する。

- 2 費用弁償は、出席者が少数のため会議が成立しない場合においても、出席者に対して同額を支給する。
- 3 法人の職員給与規程の適用を受ける役員等については、この規定は適用しない。

(旅費)

第5条 役員等が職務のため出張したときは、別に定める「職員出張旅費規程」のとおり旅費を支給することができる。

- 2 法人の職員給与規程の適用を受ける役員等については、この規定は適用しない。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

- 1 平成25年11月2日より実施の役員費用弁償等規程は、これを廃止する。
- 2 平成25年9月21日より実施の役員等の報酬に関する規程は、これを廃止する。

別 表

1 役員等の報酬

| 役員等 | 報酬額 |
|-----|-------------|
| 理事長 | 月額 400,000円 |

2 理事長退職金支給基準

| 在職年数 | 報酬月額に対する支給基準 |
|------------|--------------|
| 5年以上10年未満 | 1. 0 |
| 10年以上15年未満 | 1. 3 |
| 15年以上20年まで | 1. 5 |

*在職年数が、1年未満については切り捨てるここととする。

3 役員等の費用弁償

| 役員等 | 費用弁償額 |
|-----------|-----------|
| 理事・監事・評議員 | 日額 7,221円 |